

# 那智勝浦町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

## 町行動計画作成の目的

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び新感染症）は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要がある。平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」と相まって、新型インフルエンザ等対策を、総合的に推進することを目的に町行動計画を作成した。

## 町行動計画の構成

<b>【第 1 計画の基本事項】</b> 1 作成の趣旨 2 内容・位置付け 3 対象とする感染症	
<b>【第 2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針】</b> 1 対策の目的及び基本的な戦略 2 対策の基本的考え方 3 対策実施上の留意点 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 5 対策推進のための役割分担 6 行動計画の主要 7 分野	
<b>【第 3 各段階における対策】</b> 1 未発生期 2 海外発生期 3 県内未発生期 4 県内発生早期 5 県内感染期 6 小康期	<b>【主要 7 項目】</b> (1)実施体制 (2)サーベイランス・情報収集 (3)情報提供・共有 (4)予防・まん延防止 (5)予防接種 (6)医療 (7)町民生活及び町民経済の安定

各段階における具体的な対策を、主要 7 項目の各項目に対応する形で記述

## 第 1 計画の基本事項

- 【内容・位置付け】**  
 特措法及び県行動計画に基づき作成
- 【対象とする感染症】**  
 新型インフルエンザ及び新感染症

## 第 2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 【新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略】

世界中のどこかで発生すれば町内への侵入、多数の町民の罹患は避けられないことを念頭に、次の 2 点を主たる目的として対策を講じる。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 【新型インフルエンザ等対策実施上の留意点】

- ① 基本的人権の尊重・・・緊急事態措置実施時には、制限が必要最小限となるようにする。
- ② 危機管理としての特措法の性格・・・緊急事態措置は、どのような場合でも講じるものではない。
- ③ 関係機関相互の連携協力の確保・・・政府対策本部、県対策本部と緊密な連携を図る。
- ④ 記録の作成・保存・・・町対策本部における対応は記録を作成・保存・公表する。

### 【各発生段階における危機管理体制と主な対応】

発生段階		危機管理体制	主な対応
国	県・那智勝浦町		
未発生期	未発生期	・町行動計画策定、見直し	・サーベイランス※の実施 ・発生に備えた事前準備 ・町民への情報提供 ※感染症の発生状況を把握、分析すること
海外発生期	海外発生期	那智勝浦町 新型インフルエンザ等対策本部 ※非常事態宣言が発せられたときには、特措法に基づく町対策本部となる。	・海外からの侵入防止対策 ・国内発生に備えた対策の実施 ・サーベイランスの強化 ・町民への情報提供
国内発生早期	県内未発生期 県内発生早期		・町民への情報提供 ・全町的なまん延防止 ・町内発生の早期把握 ・適正な医療の提供
国内感染期	県内感染期		
小康期	小康期	※政府対策本部及び県対策本部が設置されている場合は、町対策本部を継続する。	・第 1 波に関する対策の評価 ・第 2 波への体制整備 ・第 2 波発生の早期探知

### 第3 各段階における対策

状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うため、あらかじめ発生段階を設け、各段階における対応を各項目に合わせて、具体的に示している。新型インフルエンザ等の発生時には、これらの各段階における対策を柔軟に選択し、実施する。

		発生段階						緊急事態宣言が発せられた場合の緊急事態措置 ※必要最小限の対策を選択して実行する	
		未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期		
		対策の目的							
		各項目の主な対策							
主要7項目									
<b>1 実施体制</b>	・危機管理部門と公衆衛生部門を中心に全庁的な取り組み ・政府対策本部設置に合わせて、町対策本部を設置	・発生に備え、体制の整備を行う ・発生を早期に発見する	・国内侵入をできるだけ遅らせるとともに、侵入を早期発見する ・県内発生に備え体制を整備する。	・県内及び町内での発生に備えた体制整備を行う	・感染拡大を出来る限り抑える ・適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えて体制整備を行う	・医療体制を維持する。 ・健康被害、町民生活、町民経済への影響を最小限に抑える	・第2波の流行に備える。 ・第2波を早期に探知する。	(政府対策本部、県対策本部廃止) ↓ 町対策本部廃止	・特措法第34条に基づく町対策本部の設置 ・他自治体からの応援 ・他自治体への応援
<b>2 サーベイランス・情報収集</b>	サーベイランス体制を構築し情報の収集・分析を実施	・通常のサーベイランス	サーベイランス・情報収集 ・患者発生状況について積極的に収集する			サーベイランスの変更 ・患者の全数把握等の中止			
<b>3 情報提供・共有</b>	・町民、事業者への迅速な情報提供 ・双方向のコミュニケーション	・情報提供体制の検討 ・対策の普及啓発		・多様な媒体を用い、対策等に関する積極的な情報提供 ・相談窓口を設置し、町民への適切な情報提供			・第1終息の発表 ・体制の縮小		
<b>4 予防・まん延防止</b>	・個人等への対策実施の啓発 ・水際対策、患者対応の実施	・対策の普及啓発(個人及び地域・職場対策の周知)	水際対策の実施 感染症危険情報の発出	町民・事業所・施設へ感染症対策の勧奨、保育施設等の臨時休業の適切な実施を要請		不要不急の外出等の自粛の呼びかけ		・県知事が実施する外出自粛要請や施設の使用制限等の町民への周知 ・特措法第46条に基づく住民に対する予防接種	
<b>5 予防接種</b>	・特定接種の実施 ・住民接種の実施	・接種体制の構築 ・接種体制、対象者、接種順位を情報提供	特定接種の実施 住民接種の準備	住民接種の実施			新臨時接種 住民接種		
<b>6 医療</b>	・帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置 ・医療提供体制の確保	・地域医療体制の整備 ・県内感染期に備えた医療の確保 ・抗インフルエンザウィルス薬の備蓄検討		帰国者、接触者の相談体制の継続	移行期	廃止 一般医療機関での診療 医療提供体制の確保	医療体制等の再整備	臨時医療施設の設置等	
<b>7 町民生活及び町民経済の安定</b>	・市民生活に関わる重要事業の継続・食糧、生活必需品の安定供給 ・要援護者等への支援	・要援護者への生活支援 ・必要な物資の備蓄	事業者の感染対策、遺体の火葬・安置の準備			・買占め、売り惜しみ防止の呼びかけ		・生活関連物資の価格の安定 ・要援護者への生活支援 ・埋葬・火葬の特例実施 等	

※緊急事態宣言：国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。